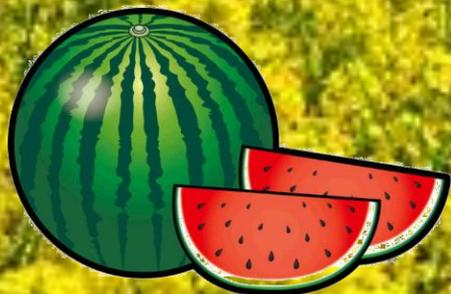




ひと，くらし，みらいのために

厚生労働省 千葉労働局

労働基準監督署
総務部・労働基準部



千葉労働局の組織と所掌事務



**労働基準監督署では、
主に下記の3つの業務を行っています。**

1. 監督業務

労働基準監督官が行っています。

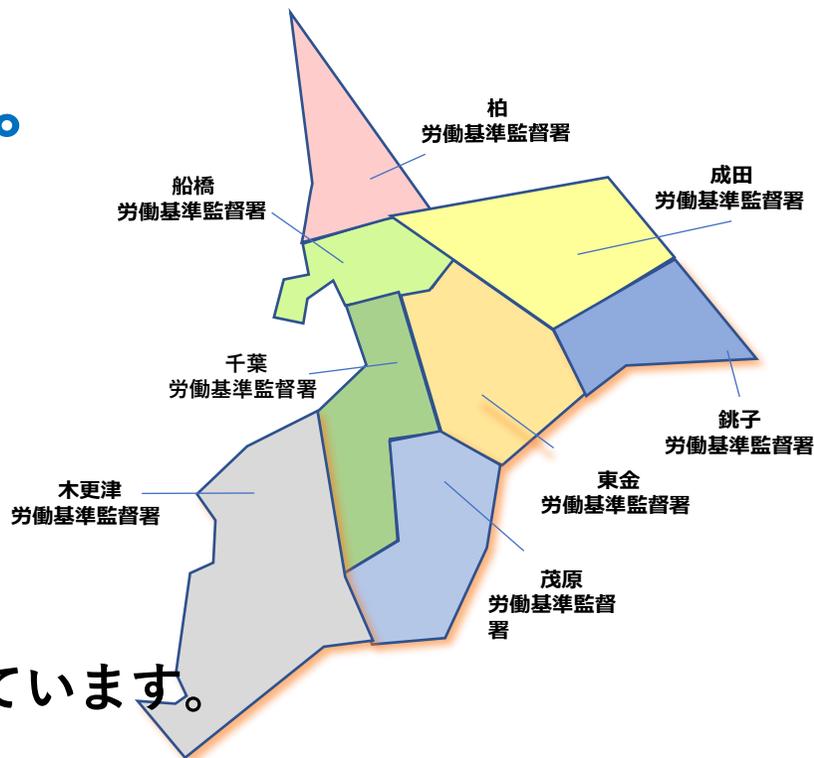
2. 安全衛生業務

厚生労働技官又は労働基準監督官が行っています。

3. 労災補償業務、労働保険適用・徴収業務

主に厚生労働事務官が行っています。

厚生労働事務官は国家公務員一般職試験合格者の中から採用面接を経て千葉労働局で採用され、主として千葉県内に配属されます。





厚生労働事務官（基準系）について



厚生労働事務官（基準系）は、労働基準監督署や労働局において労災保険を支給するための審査・調査・労災認定の対応や労働保険の適用・徴収業務を担当しています。

入省後は、労働基準監督署における第一線の窓口業務、労働局の業務等の経験を積み**幅広い知識**と**豊富な経験**からなる深い専門性を持つ**スペシャリスト**となっていきます。

●千葉県内の労働基準監督署一覧

監督署	所在地	管轄区域
千葉	〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎3F	千葉市、市原市、四街道市
船橋	〒273-0022 船橋市海神町2-3-13	船橋市、市川市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市
柏	〒277-0021 柏市中央町3-2 柏トーセイビル3階	柏市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市
銚子	〒288-0041 銚子市中央町8-16 銚子労働総合庁舎4階	銚子市、匝瑳市、旭市、香取郡のうち東庄町
木更津	〒292-0831 木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
茂原	〒297-0018 茂原市萩原町3-20-3	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
成田	〒286-0134 成田市東和田553-4	成田市、香取市、印西市、富里市、印旛郡（栄町）、香取郡（神崎町、多古町）
東金	〒283-0005 東金市田間65	東金市、佐倉市、八街市、山武市、大網白里市、山武郡、印旛郡のうち酒々井町

採用後は千葉県内の労働基準監督署又は労働局内での勤務となります。

成田労働基準監督署庁舎



労災補償の業務

①

○ 被災労働者及び被災労働者のご遺族に対する支援をしています。

①療養（補償）給付（治療費等）の支給決定

仕事または通勤が原因でケガをしたり病気にかかってしまった場合、病院での治療費などを支給します。

④介護（補償）給付

重い障害により介護サービスが必要になったとき、介護に要した費用の一部を支給します。

労災保険 給付

②休業（補償）給付の支給決定

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合被災者に休業（補償）給付を支給します。

⑤遺族（補償）給付等の支給決定

仕事または通勤が原因で死亡した場合、遺族（補償）年金、遺族（補償）一時金、葬祭料（葬祭給付）を支給します。

③障害（補償）給付の支給決定

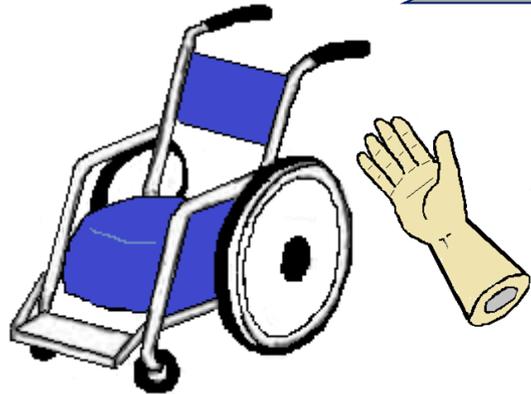
仕事中または通勤によるケガや病気が治癒したとき、身体に一定以上の障害が残り、法令で定められた障害等級に該当するとき、その程度に応じて年金または一時金を支給します。



労災補償の業務 ②

- 被災労働者及び被災労働者のご遺族に対する支援をしています。

社会復帰等に向けた事業の展開



①義肢等補装具の費用の支給

後遺障害により、車椅子や義肢などの補装具が必要となったとき、購入や修理にした費用を支給します。

②アフターケア制度

ケガや病気が治った後に再発や後遺障害に伴う新たな病気を防ぐために医療機関で必要な診察や検査などを行います。

③外科後処置

ケガや病気が治癒した後に瘢痕の軽減などの処置を自己負担なしで受けることができます。

精神事案の処理

千葉労働局労災補償課

精神
チーム

連携

各労働基準監督署
労災課

事案
担当者

労災補償の業務

③

労災請求がされてから支給（不支給）決定までの流れ

受付
・
相談

郵送や窓口で労災保険給付請求書を受理します。

提出された請求書の内容を審査し、労災保険給付の支給（不支給）決定を行います。

請求書が提出される前に、被災された労働者や事業主から相談されることもあるため、それらの対応も業務の1つです。

調査

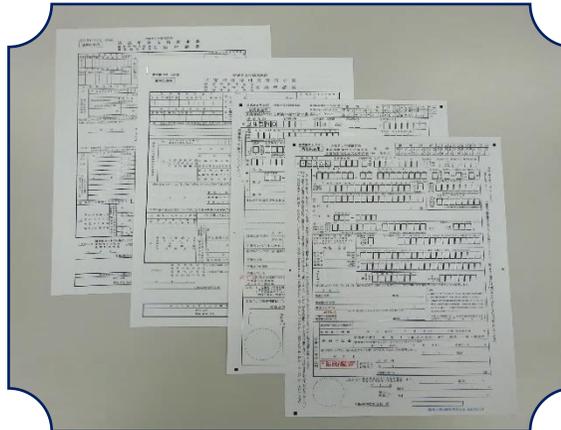
請求書を受理したら、そのケガや病気が業務が原因であるかどうかを確認するため審査を行います。請求内容によっては、決定までに6か月から1年近く時間がかかるものもあります。

調査が終了した後、労働基準監督署長が支給（不支給）決定することになります。

窓口業務（給付受付・相談）



各種労災補償関係書類



労災課オフィス



労災補償の業務

④

調査の内容（例）

【聴取】

決定の判断が難しい事案は、請求人の聴取を行います。災害発生の状況や、仕事内容、請求人の主張したいことなどを細かく聞き取り、聴取書を作成します。請求人だけではなく事業主や関係者から聴取を行うこともあります。

【医学調査】

災害発生状況等を確認しても、労働災害と傷病の因果関係がはっきりしない場合は、主治医に対し書面による意見依頼をし、医学的に意見を求めます。

【障害認定】

労働災害により後遺症が残ってしまった方に対して障害補償給付という形で補償を行います。

どの程度の障害が残ったかを労働基準監督署で判断する必要があります。

判断の方法は、直接請求人と面談をして確認したり、主治医の意見を聞いたり、レントゲンなどの画像を見たりと様々です。

聴取や障害認定は勤務する労働基準監督署だけではなく、他の労働基準監督署や事業場などに出張して行うこともあります。

また、他の都道府県に出張して行うこともあります

色々な知識が必要で、ベテランになっても新しい発見があります。

聴取業務



後遺障害認定業務



労働保険適用・徴収業務

①

労働保険とは…

- 労働保険とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険を総称したものです。
- 保険給付は両保険制度で別個に行われておりますが、保険料の納付等については一体のものとして取り扱われています。



労働保険

労災保険

雇用保険



労働保険適用・徴収業務

②

労働者を1人でも雇用している会社は、業務形態、会社の規模に関わらず労働保険の適用事業場となります。

適用事業場となった会社の事業主は、労働保険の成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければいけません。

労働局及び労働基準監督署では、労働保険の加入手続きや労働保険料の徴収業務を行っています。

受付業務

- 労働保険に加入する際に事業主が提出する「労働保険成立届」や保険料を納付する際に必要な「概算保険料申告書」の受付
 - 事業場の名称や住所等が変更となった場合に提出される「名称所在地等変更届」の受付
 - 事業場を廃止した時や、労働者がいなくなった場合の労働保険の廃止手続き など
- 上記の手続きは、窓口、郵送、電子申請のいずれかによる方法で行っています。

年度更新

労働保険に加入している事業場は、毎年6月1日から7月10日の間に労働保険の更新手続きが必要となります。この更新手続きのことを「年度更新」と呼んでいます。

年度更新では、前年度に労働者に対して支払った総賃金から算出する確定保険料と当年度に労働者に対して支払う予定の総賃金から算出する概算保険料の申告及び納付が一斉に行われるため、この時期には多くの事業場の方々が労働局や労働基準監督署を訪れます。

労働保険適用・徴収業務

③

算定基礎調査

労働保険が正しく申告、納付されているかを確認するため事業場へ赴くことがあります。これを「算定基礎調査」といいます。

実際に労働者の賃金台帳などを確認し、年度更新等の際に提出してもらった申告書の内容に誤りがないかを細かく調査します。

その他の業務

労働保険は労働者を雇用した時点で必ず加入しなければならない保険（強制加入保険）であるため、未加入の事業場に対して加入するように指導しなければいけません。

指導をしてもなお加入手続きを行わない場合は、職権による加入手続きを行うことができます。

また、加入手続きだけでなく、保険料の申告、納付を行わない事業場に対しても同様に職権で労働保険料の金額を決定（認定決定といいます）し徴収を行うことができます。

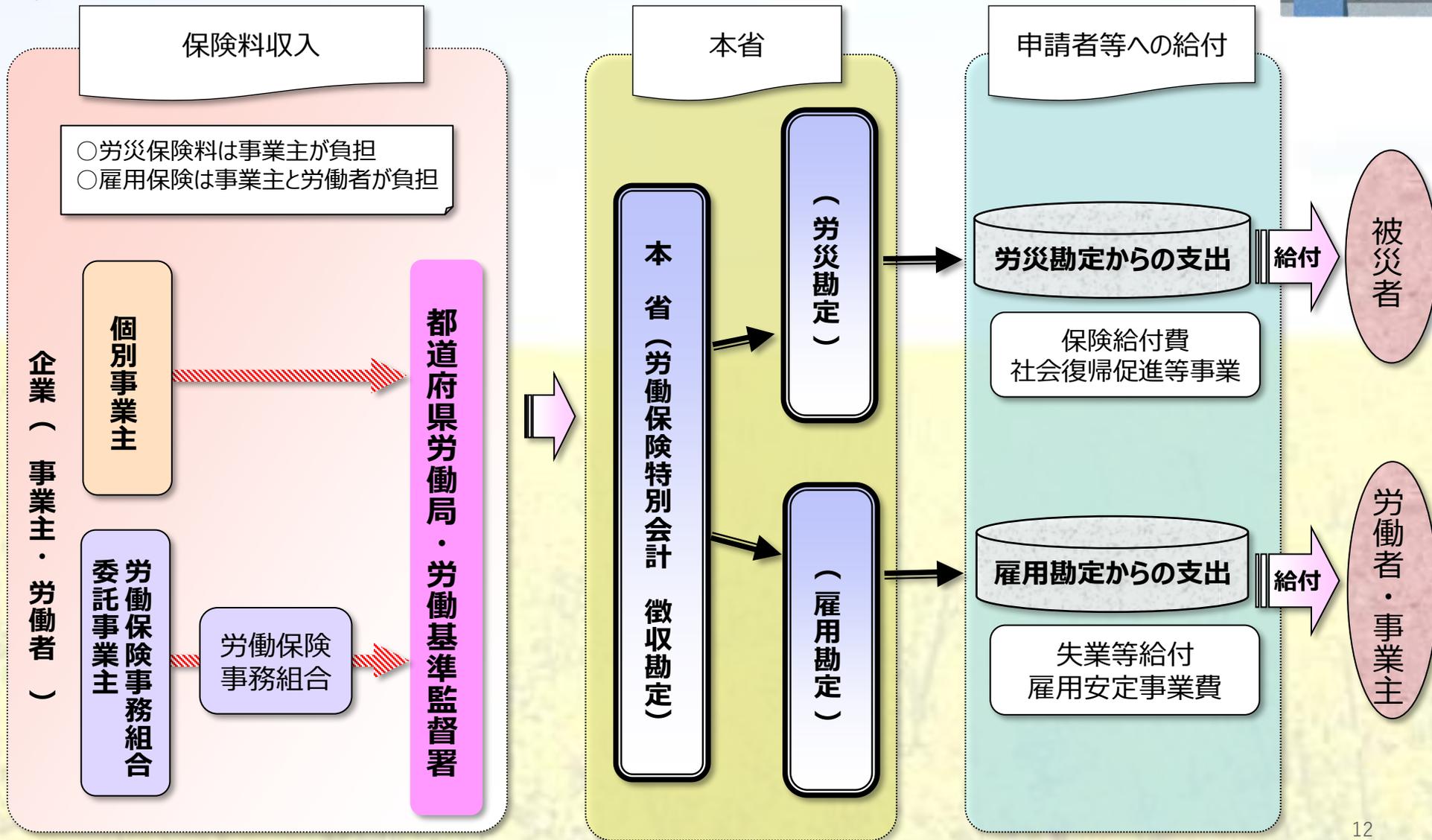
それでも保険料の納付がされない場合は財産の差押などの措置をとる場合があります。これらの業務は、労働局（労働保険徴収課）で行っています。

年度更新の様子





労働保険特別会計の仕組み



安心して働きたい！

令和6年度
申告と納付はお早めに
労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)
6.3月～7.10水

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ 年度更新 お知らせ 検索

入ってますか？

労働保険
[労災保険 & 雇用保険]

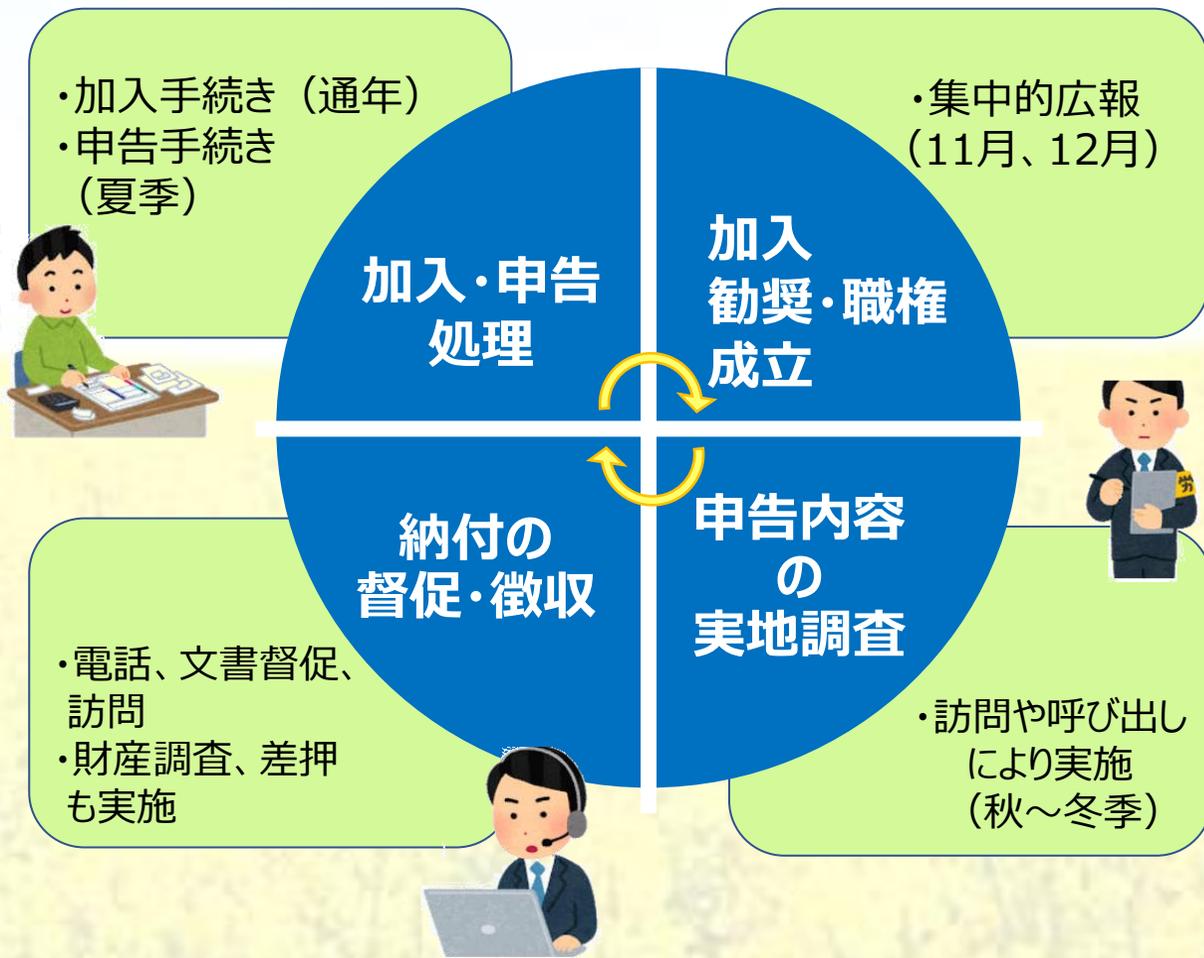
「労働保険」とは労働保険と雇用保険の総称で、政府の保険制度です。正社員、派遣、アルバイト、パートなどの呼称にかかわらず、労働者を1人でも雇用する事業場に加入が義務付けられています。

事業主のみならず、労働保険への加入をお忘れなく！

千葉労働局
労働基準監督署 ハローワーク

11～12月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

労働保険徴収課の業務



総務課の業務

◆ 総務関係業務

職員や非常勤職員の定期健康診断などの福利厚生に関する業務や高額療養費、育児休業手当金などの共済組合関係の業務などを行っています。

◆ 人事関係業務

職員や非常勤職員の採用事務等の人事管理、職員に支給される各種手当の認定業務などを行っています。

◆ 会計関係業務

労働行政の事業に必要な物品購入などの契約や支払い業務、職員の給与や旅費の支払い業務などを行っています。

お問い合わせ先

気になることがありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。
官庁訪問も大歓迎です。

厚生労働事務官（基準系）の業務内容についてはこちらへ ▼

千葉労働局総務部総務課（人事第二係）

043-221-4311



みなさんと共に働けることを楽しみにしています。
一緒に千葉を働きやすい県にしていきましょう！

